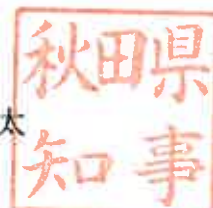


汚染土壌処理業許可証

秋田県大館市花岡町字堤沢42番地
エコシステム花岡株式会社
代表取締役 小山 光弘

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日	令和 7年 4月 1日
許可の有効期限	令和12年 3月31日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	エコシステム花岡株式会社 松峰工場
汚染土壌処理施設の設置場所	秋田県大館市花岡町字大森山下65番地1他
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設 ア 浄化（抽出－洗浄処理） イ 浄化（抽出－磁力選別） ウ 浄化（不溶化） ②分別等処理施設 ア 異物除去 イ 含水率調整
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設 ア 浄化（抽出－洗浄処理） 200t/h 4,800t/d（24時間） イ 浄化（抽出－磁力選別） 100t/h 2,400t/d（24時間） ウ 浄化（不溶化） 200t/h 4,800t/d（24時間） ②分別等処理施設 ア 異物除去 200t/h 4,800t/d（24時間） イ 含水率調整 100t/h 2,400t/d（24時間）
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	別記のとおり

変 更 の 内 容	令和 7 年 6 月 1 0 日 書換交付 (代表者の変更)
-----------	-----------------------------------

【別記】汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

①浄化等処理施設

ア 浄化（抽出－洗浄処理）

受け入れられる特定有害物質	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、ｼﾝｸ化合物、ﾒﾐﾝ及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

イ 浄化（抽出－磁力選別）

受け入れられる特定有害物質	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、ｼﾝｸ化合物、ﾒﾐﾝ及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物：土壌含有量45mg/kg、 土壌溶出量0.08mg/L以下とする。 ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物以外：濃度の上限値はなしとする。

ウ 浄化（不溶化）

受け入れられる特定有害物質	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、ｼﾝｸ化合物、ﾒﾐﾝ及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

②分別等処理施設

ア 異物除去

受け入れられる特定有害物質	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、ｼﾝｸ化合物、ﾒﾐﾝ及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

イ 含水率調整

受け入れられる特定有害物質	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、ｼﾝｸ化合物、ﾒﾐﾝ及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

汚染土壌処理業許可証

秋田県大館市花岡町字堤沢42番地
エコシステム花岡株式会社
代表取締役 小山 光弘

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日	令和7年4月1日
許可の有効期限	令和12年3月31日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	エコシステム花岡株式会社 本社
汚染土壌処理施設の設置の場所	①秋田県大館市花岡町字堤沢57番地1他 ②秋田県大館市花岡町字堤沢69番地 ③秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82番1
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設 ア 浄化（抽出－化学脱着） イ 浄化（分解－化学処理（鉄粉法）） ウ 浄化（分解－化学処理（酸化分解法）） エ 浄化（分解－生物処理） オ 浄化（不溶化） ②埋立処理施設（内陸埋立処理施設） ③埋立処理施設（内陸埋立処理施設）
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設 100t/h 548t/d（12時間） ア 浄化（抽出－化学脱着） イ 浄化（分解－化学処理（鉄粉法）） ウ 浄化（分解－化学処理（酸化分解法）） エ 浄化（分解－生物処理） オ 浄化（不溶化） ②埋立処理施設（内陸埋立処理施設） 面積95,000㎡、容量1,957,600㎡ （令和6年10月末時点の残余容量19,274㎡） ③埋立処理施設（内陸埋立処理施設） 面積45,841㎡、容量1,083,954㎡ （令和6年10月末時点の残余容量1,058,885㎡）

汚染土壌処理施設において 処 理 す る 汚 染 土 壌 の	別記のとおり
変 更 の 内 容	令和 7 年 6 月 1 0 日 書換交付 (代表者の変更)

【別記】汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

①浄化等処理施設

ア 浄化（抽出－化学脱着）

受け入れられる特定有害物質	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

イ 浄化（分解－化学処理（鉄粉法））

受け入れられる特定有害物質	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

ウ 浄化（分解－化学処理（酸化分解法））

受け入れられる特定有害物質	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

エ 浄化（分解－生物処理）

受け入れられる特定有害物質	ベンゼン
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

オ 浄化（不溶化）

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

②埋立処理施設（内陸埋立処理施設）

受け入れられる特定有害物質	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	第二溶出量基準以下とする。

③埋立処理施設（内陸埋立処理施設）

受け入れられる特定有害物質	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	第二溶出量基準以下とする。